

簡易な収入(所得)見込額申立書

【家計急変者】

○「登米市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（家計急変世帯）（様式第3号）」と一緒に提出してください。

1 下記にチェック してください。

私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

2 任意の1か月で申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が 扶養する者 の数 (1)	令和4年 度住民税 課税状況 (2)	障害者控除等の 適用 (3)	任意の1か 月で申し立 てる場合、 その年月 (4)	任意の1か月の収入(5)			年間収入 見込額 D×12 (6)	非課税相当 収入限度額 (7)
						給与収入 【A】	事業収入又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	円	円	円	円	万円
						収入合計額 A+B+C= 【D】			円	万円
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	円	円	円	円	万円
						収入合計額 A+B+C= 【D】			円	万円
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	円	円	円	円	万円
						収入合計額 A+B+C= 【D】			円	万円
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	円	円	円	円	万円
						収入合計額 A+B+C= 【D】			円	万円
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	円	円	円	円	万円
						収入合計額 A+B+C= 【D】			円	万円

(記入上の注意)

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェックしてください。
- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェックしてください。
- 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。
※令和4年度住民税確定後は、令和3年1月から12月の任意の1か月による申請はできません。令和4年度住民税非課税世帯のうち、本給付金の支給を受けていない世帯については、令和4年度住民税非課税世帯に対する給付として、令和4年6月1日時点で住民登録のある市町村から確認書等が送付されます。

給与収入	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を提出してください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を提出してください。
年金収入	※公的年金収入（障害年金及び遺族年金を除く。）がある場合に記入してください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類を提出してください。

- 「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。
- 「非課税相当収入限度額」には、(1)欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	168.3万円
配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	209.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	249.9万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

3 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ)	【収入】 年間収入 見込額 (6)	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 (11)	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 (12)
	氏 名		給与所得 控除額 (8)	事業収入等 の経費 (9)	公的年金等 控除 (10)		
1		円	円	円	円	円	
2		円	円	円	円	円	
3		円	円	円	円	円	
4		円	円	円	円	円	
5		円	円	円	円	円	

(記入上の注意)

(6) 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（(6)欄）の額を転記してください。

(8) 「給与所得控除額」欄は、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

ア	Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下	→ 55万円
イ	Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下	→ 給与収入分×40%－10万円
ウ	Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下	→ 給与収入分×30%＋8万円
エ	Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下	→ 給与収入分×20%＋44万円

(9) 「事業収入等の経費」

ア	事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。
イ	帳簿等の上記の経費が分かる書類を提出してください。

(10) 「公的年金等控除」の欄は、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

(65歳未満の方)	公的年金等収入分	→ 控除額
	60万円以下	→ 公的年金等収入分の全額
	60万円超130万円未満	→ 60万円
	130万円以上410万円未満	→ 公的年金等収入分×25%＋27万5千円
	410万円以上770万円未満	→ 公的年金等収入分×15%＋68万5千円
(65歳以上の方)	公的年金等収入分	→ 控除額
	110万円以下	→ 公的年金等収入分の全額
	110万円超330万円未満	→ 110万円
	330万円以上410万円未満	→ 公的年金等収入分×25%＋27万5千円
	410万円以上770万円未満	→ 公的年金等収入分×15%＋68万5千円

(11) 「年間所得見込額」の欄は、以下の算定式により計算の上、記入してください。

$$(11) \text{ 年間所得見込額} = (6) \text{ 年間収入見込額} - ((8) \text{ 給与所得控除額} + (9) \text{ 事業収入等の経費} + (10) \text{ 公的年金等控除})$$

(12) 「非課税所得限度額」には、(1)欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は、下の早見表から(1)欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者をいう。）」「扶養親族（16歳未満の者も含む。）」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用